

# 鳥取県統計調査条例等の一部改正に関するパブリックコメント募集結果

平成20年12月8日  
統 計 課

鳥取県統計調査条例等の一部改正にあたり、県民の皆様のご意見を広くお聞きするためパブリックコメントを実施しました。このパブリックコメントでいただいたご意見と対応方針は下記のとおりです。

## 1 実施概要

項 目	内 容 等
(1) 募集期間	平成20年10月10日（金）から11月10日（月）
(2) 意見の提出方法	専用フォーム、電子メール、ファクシミリ、意見箱
(3) 受付窓口	統計課、県民室、各総合事務所県民局、県立図書館
(4) 広報手段	鳥取県ホームページ、資料配架設（統計課、県民室、各総合事務所県民局、県立図書館）

## 2 意見応募の概要

項 目	内 訳 等
(1) 募集件数	3件（専用フォーム：3）
(2) 年齢（年代）	40歳代：2名、不明：1名
(3) 性別	女性：2名、不明：1名
(4) 住所	鳥取市：1名、大山町：1名、不明：1名

## 3 応募意見

日 付	意 見	対応方針
11月1日	<b>【意見1】</b> どの程度の罰則にしてあるのか分からないが、統計調査は調査の対象となる人の協力のできる部分が大きいと思う。 協力している人を守るためなら罰則も良いが、行政の事務を円滑に進めるためだとしたら罰則は要らないのではないかと思う。	県としては、「個人及び法人その他の団体の情報の保護」を行うことで調査記入者の皆様が安心して統計調査票にご記入いただけるものと認識しています。ご指摘は、最も重要な観点と考えています。 また、県内の社会、経済状況等を把握し、県の施策に反映させることが県統計調査の使命です。円滑な県統計調査業務の実施のためにも罰則は必要であると考えます。
11月3日	<b>【意見2】</b> 国の統計調査員経験者です。 調査票の未提出者に督促を行う場合、回答の拒否に対する罰則の有無を良く聞かれます。罰則がなければ調査回収は難しくなります。 また、統計調査は、プライバシーが守られているからこそ回答いただけるものと思います。調査に携わる者の厳格な管理が求められます。	「報告義務」と「報告拒否」に対する罰則規定については、引き続き規定する予定です。 また、プライバシーに関しては、平成21年4月1日に施行される統計法により、守秘義務等が規定されその保護がなされています。
11月9日	<b>【意見3】</b> 調査票に記入する際に安心して提出できるように、かたり調査をできにくくしていただきたいと思います。	「かたり調査」を行う者に対する禁止規定と罰則規定を新設する予定です。